



## 第5回黒潮町議会 12月定例会会議録

令和5年12月8日 開会

令和5年12月15日 閉会

黒 潮 町 議 会

## 黒潮町議会 12 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
12 月 8 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・委員会付託・委員会
12 月 9 日	土	休 会	休 会
12 月 10 日	日	休 会	休 会
12 月 11 日	月	休 会	休 会
12 月 12 日	火	休 会	休 会
12 月 13 日	水	本会議	一般質問
12 月 14 日	木	本会議	一般質問
12 月 15 日	金	本会議	一般質問・委員長報告、質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第97号

令和5年12月第5回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年12月1日

黒潮町長 松本 敏郎

記

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 1 期 日 | 令和5年12月8日       |
| 2 場 所 | 黒潮町本庁舎 3階 議会議事堂 |

令和5年12月8日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

1番	濱村美香	2番	山本牧夫	3番	澳本哲也
4番	宮地葉子	5番	宮川徳光	6番	浅野修一
7番	水野佐知	8番		9番	山本久夫
10番	吉尾昌樹	11番	小松孝年	12番	矢野昭三
13番	矢野依伸	14番	中島一郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	渡辺健心
情報防災課長	村越淳	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	斉藤長久
まちづくり課長	徳廣誠司	産業推進室長	秋森弘伸
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	河村孝宏	会計管理者	宮地美
教育長	畦地和也	教育次長	岡本浩
教育次長	清水幸賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦                      書記 山崎あゆみ

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

11番 小松孝年                                      12番 矢野昭三

令和5年12月第5回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和5年12月8日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第41号から議案第62号まで

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

- 議案第 41 号 黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 43 号 黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 44 号 黒潮町債権管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 45 号 黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 46 号 黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 47 号 黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 48 号 黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 49 号 黒潮町集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第 50 号 黒潮町集落排水処理施設の管理に関する条例の制定について
- 議案第 51 号 令和 5 年度黒潮町一般会計補正予算について
- 議案第 52 号 令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
- 議案第 53 号 令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 54 号 令和 5 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
- 議案第 55 号 令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 56 号 令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について
- 議案第 57 号 令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 議案第 58 号 令和 5 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算について
- 議案第 59 号 令和 5 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 60 号 令和 5 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算について
- 議案第 61 号 令和 5 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 62 号 教育委員会移転事務什器等備品購入事業の物品売買契約の締結について

## 議 事 の 経 過

令和5年12月8日  
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

ただ今から、令和5年12月第5回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひします。

諸般の報告をします。

初めに、報告第22号及び27号が町長から、報告第23号が教育委員会から、報告第24号から26号までが監査委員から提出されました。

議席に配布をしていますので、ご確認願ひます。

次に、本日までに受理しました、陳情書は議席に配布しております文書表のとおりです。陳情第4号を総務教育常任委員会に、陳情第5号を産業建設厚生常任委員会に付託します。

次に、町長の行動報告につきましては全員協議会で行動表を配布し、議長の行動報告につきましては議席に行動記録を配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

おはようございます。

本日は、令和5年12月第5回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

提案させていただきます議案につきましては、慎重なご審議と適切なお決定を賜りますよう、よろしくお願ひ致します。

それでは、9月議会定例会以降の主なものにつきまして、行政報告をさせていただきます。

まず初めに、令和6年度黒潮町予算編成の基本的な考え方につきまして、報告させていただきます。

わが国の経済状況はコロナ禍からの経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復しておりますが、世界的な物価高騰と、それに対応する各国金融引締めによる海外景気の下振れリスク、金融資本市場の変動が経済に与える影響に注意する必要があります。

こうした社会情勢の中、国は令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針において、経済財政運営と改革の基本方針2023に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するため、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策、こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義の加速や防衛力の抜本的強化をはじめとしたわが国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることなどにより、メリハリの効いた予算編成を図ることとしております。

当町におきましても、国の基本方針を注視しつつ、町の最上位計画である黒潮町総合戦略による各種取り組みを事業計画協議等により整理し、財政健全化に気を配りながらも各種施策を着実に実行していく必要があります。

しかしながら、現状では財政健全化が順調に図られているとは言いきれず、当町の予算の肥大化は顕著であり、人口減少とそれに伴う経済、産業の縮小等による地方税収の減少や地方交付税の減額との関係に反比例して、予断が許されない状況となっております。

このことを踏まえ、令和6年度当初予算の編成は肥大化する予算は元より、業務量にも配慮するためのスクラップ・アンド・ビルドを行い、職員の熱意と創意工夫により、住民ニーズに的確に対応できるよう取り組むこととし、これまでの事業計画協議等による施策の充実により、令和6年度においても、黒潮町総合戦略の創生基本計画、福祉基本計画、教育基本計画、防災基本計画の4つの基本計画と次に掲げる9つの重点項目により、予算編成を行うこととしております。

9つの重点項目というのは、

1つ目として、新型コロナウイルス感染症における感染予防の継続とBeyond（乗り越える）コロナの時代を見据えた経済対策の推進。

2点目として、製造業と一次産業を軸にした新産業創造事業の取り組み。

3点目として、妊娠期から子育てまでの包括的な支援体制の強化。

4点目として、黒潮町版地域包括ケアシステムの深化による地域社会の構築。

5点目として、自ら考え判断し行動できる力、学び続ける力の育成。

6点目として、全ての自然災害に対する防災・減災施策の推進。

7点目として、移住・定住対策の推進及び安全な住宅地の形成。

8点目として、高規格道路の早期完成と関連事業の推進。

9点目として、カーボンニュートラル社会などSDGsの展開とDX活用による新しい時代に対応したまちづくりの推進。

これら9つの重点項目により、住民ニーズに的確かつ、スピード感をもって対応できるよう努めてまいります。

次に、第18回土佐さがのもどりカツオ祭について、報告させていただきます。

第18回土佐さがのもどりカツオ祭を10月28日土曜日に、カツオふれあいセンター黒潮一番館にて開催しました。

来場者は約1,400人となり、佐賀に賑わいが戻った一日となりました。

当日は4年ぶりに会場内に飲食スペースを設置したこともあり、黒潮の恵みである、おいしいカツオをこの場所で食べることができたこととても満足しています、などの大変嬉しいお声をご来場の方からいただきました。

そのほか、キハダマグロの解体ショー及び、解体後の新鮮な刺身の振る舞いイベントや高知県の濱田知事も参加しての、カツオの薫焼きタタキ体験なども行われました。

毎年楽しみにされている皆さまの思いや佐賀の賑わいを継続するため、今後も趣向を凝らしたイベントを模索していきたいと考えております。

次に、第9回黒潮町地区防災計画シンポジウム及び黒潮町夜間津波避難訓練について、報告致します。

第9回黒潮町地区防災計画シンポジウムを11月4日土曜日にふるさと総合センターにて、黒潮町自主防災会連絡協議会の主催により開催し、約200人の参加者がありました。

学校からは大方中学校、大方高校合同での報告、自主防災会からは藤縄地区、王無地区より発表があり、その後の講演では、福岡市で防災と消防事業を行っている因幡事務所副代表の因幡那水さんにより、要配慮者と避難行動要支援者への支援について報告がありました。

また、例年と同様に夜間津波避難訓練を実施し、前年度の参加者を超える、約2,940人の参加となりました。次に、戦没者追悼式について、報告致します。

令和5年度黒潮町戦没者追悼式を、11月25日土曜日に、黒潮町総合センターにて39名のご遺族をはじめ総勢83名の参加者により執り行いました。

児童生徒による作文の朗読では、佐賀中学校1年生の伊與木奏（いよきそう）さんが、平和の尊さについて今の世界情勢等をふまえ、ご自身の想いを朗読してくれました。

私たちは、先の大戦でお亡くなりになられた戦没者864名の尊い犠牲と、ご遺族の皆さまを始めとする町民の皆さまのご労苦・ご努力により、今日の平和と豊かさがあることを忘れずに、子どもや孫、次の世代への恒久平和の実現に向けて、たゆまぬ努力と継承を積み重ねて参りたいと考えております。

次に、フィリピン付近の地震による津波注意報への対応について、報告致します。

12月2日土曜日、23時37分、フィリピンのミンダナオ島付近を震源とするマグニチュード7.7の大きな地震が発生しました。その直後の23時56分、高知県沿岸に津波注意報が発表されたことで、当町は日をまたいだ12月3日日曜日0時5分に、災害対策本部第2配備体制を設置し、0時25分には津波浸水の恐れのある40地区に対して、避難指示を発令しました。

続く0時30分には第3配備体制に引き上げ、職員を追加参集して、順次、避難所を開設しました。町の開設避難所として7か所、自主避難所9か所、避難者は6名でございました。

その後、避難者に対して保健師の巡回や各種の情報収集に努めてまいりましたが、各地の津波到達の情報からも、状況が落ち着いていること、また、避難者が安全を確認し随時帰宅したことから、7時55分には第2配備体制に戻し、人員を縮小して警戒を続けました。それ以降も、被害の報告等はなく、9時00分ちょうどの津波注意報が解除されたことにより、避難所を閉鎖し、災害対策本部を解散しました。

今回は、11月に実施した夜間津波避難訓練直後の避難指示であり、その成果が問われた対応となりましたので、事案の検証を行い、今後も、地震対策、遠隔地津波に対しても、適切な対応となるよう努めてまいります。

次に、社会資本整備事業について、報告致します。

まず、繰越予算について、大方地域の町道湊川線は、5月に発注し、2月に完了予定で、町道大井川馬荷線は、7月に発注し、1月の完成を予定しております。

次に、繰越予算と本年度予算を併せて実施している事業として、佐賀地域の町道拳ノ川若山線は、5月に発注し、10月に完成しており、町道西の路線は、7月に発注し、1月の完成を予定、町道荷稻拳ノ川線のり面対策工事は、11月に発注し、年度内の完成を予定しております。

また、大方地域の町道馬荷線は、5月に発注し、1月の完成を予定しており、橋梁修繕の奥湊川地区の松木橋、馬荷地区の湯屋橋については、7月と11月にそれぞれ発注し、年度内の完成に向け工事を行っているところでございます。

続きまして、本年度予算の事業について、佐賀地域の町道荷稻拳ノ川線は、7月に発注し11月に完成しており、辞退等により入札不調となった橋梁耐震工事の拳ノ川地区の医心橋については、12月に再度発注を予定しております。

また、大方地域の町道本村田の口線は、7月に発注し、11月に完成しており、町道湊川線は、5月に発注し、2月に完成を予定、7月から10月に発注した、入野駅前支1号、線、坂本長田支1号、線、大井川馬荷線は、年度末の完成をそれぞれ予定しております。

今後も引き続き、計画的な事業推進をめざし、早期発注・早期完成に努めてまいります。

次に、土佐佐賀温泉こぶしのさとの寄附について、報告致します。

昨年1月から休業しておりましたこぶしのさについては、町指定の避難所でもあることから、町に対して引き続きの避難所としての利用や、その他、地域活性化施策の一助のために、施設の再開を支援するよう佐賀地区の区長会をはじめ、佐賀北部活性化推進協議会や住民の皆さまから多くの要望をいただいております。

これらを受けて、検討した結果、10月17日に、所有者の山本建設株式会社様から建物と付随する土地の寄附を受け入れました。

今後は、町指定の避難所としての利用だけではなくて、中山間地域の課題解決をめざす施設となるよう、利活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナワクチン接種について、報告致します。

令和3年5月から実施してまいりましたワクチン接種のうち集団接種につきましては、令和5年11月をもって終了となりました。

医療従事者の皆さまや住民の皆さま、接種スタッフのご協力の下、3年間続きましたワクチンの集団接種を終えることができました。

今後は、町内の医療機関にご協力いただき個別接種を実施し、引き続き、新型コロナウイルス感染症の重症化を予防してまいります。

なお、無料で接種できる期間は今年度末までとなっておりますので、希望者の接種につきましては、今後も調整を行ってまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長(中島一郎君)

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番小松孝年君、12番矢野昭三君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から12月15日までの8日間に決定しました。

日程第3、議案第41号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、議案第62号、教育委員会移転事務什器等備品購入事業の物品売買契約の締結についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(松本敏郎君)

それでは、令和5年12月第5回黒潮町議会定例会へ提案致します議案につきまして、ご説明致します。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第41号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、議案第62号、教育委員会移転事務什器等備品購入事業の物品売買契約の締結についてまでの22議案でございます。

提案致します議案の内訳は、条例の改正等が10件、補正予算が11件、物品売買の契約が1件となっております。

ます。

まず、議案第 41 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例案は、令和 5 年 8 月 7 日付の人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告、いわゆる人事院勧告の趣旨に沿った、一般職の職員の給料月額及び期末、勤勉手当と会計年度任用職員の給与月額、期末手当の改正、常勤職員に準じた給与の遡及改定、また、拳ノ川診療所医師の初任給調整手当上限額を改定するための、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の 3 つの条例を一括して改正するものでございます。

黒潮町と致しましては、これまでも、国の人事院勧告を尊重してきており、今回におきましても、勧告どおりに実施したいと考えております。

月例給として、民間給与との格差を埋めるため若年層に重点を置き、俸給月額を上げるとともに、期末勤勉手当それぞれを、0.05 月分引上げることとしております。

また、会計年度任用職員の給料表も一般職の職員の給料表にならい、改正するものでございます。

次に、議案第 42 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、一般職の職員の期末勤勉手当の改定に準じ人事院勧告の趣旨に沿って、町長等の期末手当につきましても 0.1 月分引上げることとするものでございます。

次に、議案第 43 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、一般職の職員の期末勤勉手当の改定に準じ人事院勧告の趣旨に沿って、町議会の議員の期末手当につきましても 0.1 月分引上げることとするものでございます。

次に、議案第 44 号、黒潮町債権管理条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、町の私債権に係る債務者の納付の公平性及び適正な債権管理を行うため、遅延損害金に関する規定等を新たに定め、徴収の徹底を図ることを目的として、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 45 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保証制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、令和 6 年 1 月 1 日より施行となる項目につきまして、黒潮町国民健康保険税条例においても同様に、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 46 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、本年度よりマイナンバーカードを用いて、コンビニ等の多機能端末機で印鑑証明証を取得できるようになっておりますが、それに加えて、一部のスマートフォンに搭載されている機能を使って、マイナンバーカードと同様にコンビニ交付サービスが利用できるようになることが予定されており、利用者の利便性向上を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 47 号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、これまで住民票の写しを交付する場合の発行手数料は、1 件につき 200 円、ただし、同一世帯の写しが複数枚になる場合には 300 円となっておりましたが、住民サービス向上の観点から一律 200 円に統一するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 48 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、これまで公設公営で行っていたインターネット事業について、令和 6 年 4 月から公設民営に移行するため、インターネット事業に関する記述を削除することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 49 号、黒潮町集落排水事業の設置等に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、公営企業会計の適用の更なる推進についての総務大臣通知に基づき、地方公営企業法第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令第 1 条第 2 項の規定により、集落排水事業に地方公営企業法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を令和 6 年 4 月 1 日から適用するためのものでございます。

次に、議案第 50 号、黒潮町集落排水処理施設の管理に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、黒潮町集落排水事業の設置等に関する条例第 3 条第 2 項に規定する農業集落排水処理施設及び同条第 4 項に規定する農業集落排水処理施設の管理に関し必要な事項を定めるためのものでございます。

次に、議案第 51 号、令和 5 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1 億 2,253 万 1,000 円を追加し、歳入歳出総額を 120 億 982 万 3,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、議会費では、国の人事院勧告に伴う対応をふまえ、15 万 2,000 円の増額。総務費では、国の人事院勧告に伴う対応による特別職期末手当の支給率の調整及び実績見込みによる人件費の調整等のほか、財産管理費における燃料費、光熱水費及び赤線等に関する工事の追加により 4,130 万 8,000 円の増額。

民生費では、国の人事院勧告に伴う対応及び、実績見込みによる人件費の調整のほか、社会福祉協議会補助金、ひとり親家庭医療費助成金、各種補助金の前年度までの精算における返還金等の追加などにより 2,059 万 4,000 円の増額。

衛生費では、国の人事院勧告に伴う対応及び、実績見込みによる人件費の調整のほか、各種補助金の前年度までの精算における返還金、黒潮町衛生センターの修繕料の追加などにより 2,801 万 8,000 円の増額。

労働費では、国の人事院勧告に伴う対応として、会計年度任用職員の人件費の調整により 17 万 7,000 円の増額。

農林水産業費では、国の人事院勧告に伴う対応及び、実績見込みによる人件費の調整のほか、松くい虫防除対策に係る伐倒駆除・樹幹注入に関する費用の追加により 1,502 万円の増額。

商工費では、国の人事院勧告に伴う対応及び、実績見込みによる人件費の調整のほか、スポーツツーリズム合宿等バス運行補助金の追加により 672 万 5,000 円の減額。

土木費では、国の人事院勧告に伴う対応及び、実績見込みによる人件費の調整のほか、急傾斜事業の県工事負担金、町営住宅の修繕料の追加などにより、157 万 6,000 円の増額。

消防費では、国の人事院勧告に伴う対応及び、実績見込みによる人件費の調整、消防組合に対する負担金の追加により、461 万 3,000 円の増額。

教育費では、国の人事院勧告に伴う対応及び、実績見込みによる人件費の調整により、1,053 万 9,000 円の増額。

災害復旧費では、国の人事院勧告に伴う対応及び、実績見込みによる人件費の調整、林道施設災害復旧工事の追加により、725 万 9,000 円の増額。

これらの歳出に対応するための歳入は、国、県支出金、諸収入及び町債などの特定財源を充当し、基金繰入金で収支の調整を行っております。

次に、議案第 52 号、令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 3,950 万 2,000 円を追加し、歳入歳出総額を 14 億 5,949 万 9,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、年度当初からの職員の異動処理等現状の配置に応じた人件費所要見込額算出による補正、そして、国の人事院勧告による職員の給料月額及び勤勉手当等の改定及び特別職の期末手当の改定等、人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第 53 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 62 万 3,000 円を減額し、歳入歳出総額を 17 億 8,865 万 5,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、人事異動等、及び国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整等によるものでございます。

次に、議案第 54 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 46 万 7,000 円を追加し、歳入歳出総額を 6,421 万 9,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、人事異動等及び国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第 55 号、令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1,157 万 4,000 円を追加し、歳入歳出総額を 18 億 7,296 万 9,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、人事異動等及び国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整と、令和 6 年度からの介護報酬改定に伴うシステム改修によるものでございます。

次に、議案第 56 号、令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 27 万 6,000 円を減額し、歳入歳出総額を 1,912 万円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、人事異動等及び国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第 57 号、令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1,110 万円を追加し、歳入歳出総額を 1 億 25 万 8,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、昨年度実施事業の公営企業会計移行における下水道事業会計法適化業務委託に充当しました起債額におきまして、以後の公債費負担の軽減を図るために、当初の 10 年償還計画から 1 年償還に切り替えての借り入れをおこなったため、本年度に支払うべき元金償還金に必要額が生じたことによる予算の計上となっております。

次に、議案第 58 号、令和 5 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 190 万円を追加し、歳入歳出総額を 1,041 万 4,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、議案第 57 号と同様に、昨年度実施事業の公営企業会計移行における下水道

事業会計法適化業務委託に充当しました起債額におきまして、以降の公債費負担の軽減を図るために、当初の10年償還計画から1年償還に切り替えての借り入れをおこなったため、本年度に支払うべき元金償還金に必要額が生じたことによる予算の計上となっております。

次に、議案第59号、令和5年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ349万5,000円を追加し、歳入歳出総額を2億3,950万7,000円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、人事異動等、及び、国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第60号、令和5年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加し、歳入歳出総額を3億1,664万3,000円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

また、第2条により債務負担行為の廃止を行っております。

これは、インターネット事業を民営化するために本年2月にプロポーザルを実施した結果、インターネット事業の公営での運営につきましては、1年短縮することが可能となり、令和6年度にまたがる機器保守の契約が不要になったことによるものでございます。

次に、議案第61号、令和5年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、収益的収入及び支出である第3条予算におきまして、第1款水道事業費用の予算を337万円減額し、総額を2億7,587万2,000円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、人事異動等及び国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

最後に、議案第62号、教育委員会移転事務什器等備品購入事業の物品売買契約の締結について説明させていただきます。

この物品の購入につきましては、指名競争入札により落札業者が決定致しましたので、地方自治法第96条第1項第8号、の規定により、物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

この物品の契約目的は、教育委員会移転事務什器等備品購入でございます。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額が、6,857,950円、契約の相手方は、高知県高知市竹島町143番地42、株式会社富士、代表取締役社長、富木田裕士でございます。

提案説明は以上でございますが、この後、副町長ならびに関係課長室長に補足説明をさせますので、適切にご決定をよろしくお願い致します。

なお、議会の終了日に、国の重点支援地方交付金にかかる低所得世帯支援に対応するための補正予算、令和5年度黒潮町一般会計補正予算についての1件の議案を追加させていただく予定となっておりますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

私の方からは、議案第 41 号から議案第 44 号までの条例改正等に伴う 4 つの議案の補足説明を行います。

初めに議案第 41 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例案は、令和 5 年 8 月 7 日付の人事院勧告の趣旨に沿った、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、及び黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の 3 つの条例を一括して改正するための条例案となっております。

議案書は 2 ページ、条例案は 3 ページから、また、新旧対照表は参考資料の 1 ページから 19 ページに、それぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願いします。

条例案につきまして説明をさせていただきますので、参考資料新旧対照表の 1 ページをお開きください。

主に改正となった下線部分を抜粋して内容を説明させていただきます。

まず、第 1 条では、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、一般職の職員の期末勤勉手当の改正と、別表第 1 表の給料表を改正するもので、第 22 条第 2 項に規定している期末手当について、12 月期の支給率を 0.05 月引き上げ、100 分の 120 から 100 分の 125 に改めるものです。

同様に、同条第 3 項においては、定年前再任用短時間勤務職員の 12 月期の支給率を 0.025 月引き上げ、100 分の 67.5 から 100 分の 70 とするものです。

また、第 23 条第 2 項第 1 号で規定しております勤勉手当については、次の 2 ページをお願いします。

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給率を、12 月期の勤勉手当で 0.05 月引き上げ、これまでの 100 分の 100 から 100 分の 105 とするものです。

また、同項第 2 号で規定しております定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率を、12 月期の勤勉手当で 0.025 月引き上げ、これまでの 100 分の 47.5 から、100 分の 50 とするものです。

また、同ページ中段から次の 8 ページにかけては、別表第 1 の給料表の改正で、勧告に基づき若年層に重点をおいた給与月額引き上げを行っており、平均改定率は 1.1 パーセントとなっております。

9 ページをお開きください。

第 2 条では、先の第 1 条で改正した一般職の職員の期末手当、勤勉手当をさらに改正するもので、12 月期に一括引き上げた支給率を、令和 6 年度からは、6 月期と 12 月期に分配し平準化するものとなっております。第 22 条第 2 項の期末手当については、支給率を 100 分の 122.5 に改めることで、12 月期に一括引き上げをする支給率 0.05 月を、令和 6 年度からは 6 月期、12 月期にそれぞれ 0.025 月ずつ配分するものです。

同様に、次の同条第 3 項においては、定年前再任用短時間勤務職員の支給率を 100 分の 68.75 に改め、引き上げる支給率 0.025 月を、0.0125 月ずつ配分するものとなります。

同ページ下段から次の 10 ページにかけて、第 23 条第 2 項第 1 号の勤勉手当についても、支給率を 100 分の 102.5 に改め、一括引き上げる支給率 0.05 月を、令和 6 年度からは 2 期に 0.025 月ずつ配分するものです。

同項第 2 号においても同様に、定年前再任用短時間勤務職員の支給率を 100 分の 48.75 に改め、引き上げる支給率 0.025 月を 0.0125 月ずつ配分するものです。

次の 11 ページをお願いします。

第 3 条の黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員の給与改定の時期等の取り扱いについて、新たに規定しているもので、改正後の第 33 条第 1 項では、これまで常勤職員の給与改定があった場合でも、会計年度任用職員については遡及適用せず、翌年度の 4 月から給与改定をしておりましたが、今年度より常勤職員に準じて給与の遡及改定を行うよう規定しております。

下段から 12 ページにかけて、同条第 2 項では、給与の改定の施行月前に退職等したものの、在職期間中の給

与は、従前の例によるものとし、遡及適用対象から除くものとしております。

また、同条第3項においては、特段の事情により前第2項の規定によることが著しく不相当であると認められる場合の、取扱いを規定しているものです。

12 ページ中段から 18 ページは、会計年度任用職員の別表第1の給料表で、一般職の職員の給料表にならい、改正するものです。

19 ページをお願いします。

第4条は、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部改正となっており、国家公務員の給与法等の改正にならい、拳ノ川診療所医師の初任給調整手当について上限額 36 万 8,800 円を 36 万 9,500 円に改めるものです。

附則において、施行期日等については、公布の日から施行、ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものとなっており、また、第1条、第3条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から遡及適用するものとなっています。

以上、議案第41号の補足説明を終わります。

続きまして議案第42号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例は、一般職の職員の期末勤勉手当の改定に準じて、町長等の期末手当を改正するための条例案となっております。

議案書は13ページ、条例案は14ページ、また、新旧対照表は、参考資料の20ページから、それぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願いします。

参考資料の新旧対照表の20ページをお開きください。

改正となった下線部分を抜粋して内容を説明させていただきます。

第1条では、同条例第4条ただし書き中の期末手当の支給率を12月期の期末手当で0.1月引き上げ、これまでの100分の150から100分の160とするものです。

この改正は、附則により公布の日から施行となっており、令和5年12月1日からの適用となります。

次の21ページをお願いします。

第2条では、先の第1条で改正した町長等の期末手当の支給率0.1月引き上げをさらに改正し、次年度から6月期と12月期に分配し平準化するものです。期末手当の支給割合を100分の160から100分の155に改定するものです。

この改正の施行は、附則により令和6年4月1日となります。

以上、議案第42号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第43号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例案も、先の議案第42号の改正案と趣旨は同じで、一般職の職員の期末勤勉手当の改定に準じて、黒潮町議会の議員の期末手当を改正するための条例案となっております。

議案書は15ページ、条例案は16ページ、また、新旧対照表は、参考資料の22ページからそれぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願いします。

参考資料の新旧対照表の22ページをお開きください。

同様に下線部分を抜粋して内容を説明致します。

第1条では、同条例第2条第2項ただし書き中の期末手当の支給率を12月期の期末手当で0.1月引き上げ、

これまでの100分の150から、100分の160とするものです。

この改正は、附則により、公布の日からの施行となっており、令和5年12月1日からの適用となります。  
次の23ページをお願いします。

第2条では、先の第1条で改正した町議会議員の期末手当の支給率0.1月引き上げをさらに改正し、次年度から6月期と12月期に分配し平準化するもので、期末手当の支給割合を100分の160から100分の155に改定するものです。

この改正の施行は、附則により令和6年4月1日となります。

以上、議案第43号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第44号、黒潮町債権管理条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例案は、町の私債権に係る債務者の納付の公平性や適正な債権管理を行うため、遅延損害金に関する規定等を新たに定め、徴収の徹底を図ることを目的として改正するものです。

議案書は17ページ、条例案は18ページから、また、新旧対照表は、参考資料の24ページから29ページに、それぞれ記載をしておりますので参照をお願いします。

参考資料新旧対照表の24ページをお開きください。

下線部分が改正の箇所となります。

第7条は、現行の督促の規定を改正しているもので、納入の通知及び督促に改め規定しているものです。

第1項では、町の債権の履行を請求するための債務者に対しての書面での納入通知等の通知の義務について規定、第2項は、町の債権に係る督促について規定しています。

次の第7条の2に、私債権に係る遅延損害金の額の計算の考え方を規定しており、第1項には、遅延損害金の計算について、延滞した日数に応じた民法に定める法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を、徴収するものとしております。

第2項は、遅延損害金の額を計算する基礎となる債権の額について規定しており、債権全額が2,000円以上を対象とし、1,000円未満の端数を切り捨てるものとしております。

第3項は、遅延損害金の端数処理について規定しており、算出額が1,000円未満の場合は全額切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨てるものとしております。

次の25ページをお願いします。

第4項は、年当たりの割合について、閏年の日を含む期間について規定。

第5項は、裁判上の請求をする場合の遅延損害金の端数処理について規定。

第6項は、遅延損害金の免除の規定となっております。

第7条の3は、公債権に係る過誤納金について規定しているもので、次条で私債権の過誤納金を新たに規定するため、公債権の過誤納金についても規定するものとなります。中段からの第7条の4は、私債権に係る過誤納金についての規定で、第1項には、過誤納金の計算について、遅延損害金と同様に、法定利率の割合を乗じて計算した金額を還付加算金として当該過誤納金に加算して返還するものとしております。

第2項は、過誤納金の返還を受けるべき者の、他の履行期にある私債権との相殺について規定しております。

次の26ページをお願いします。

第3項には、その相殺する場合の、一方の債権が既に時効により消滅していた場合の規定。

第4項は、先の第2項に規定する相殺の充当についての規定。

第5項は、準用規定であり、第7条の2第2項から第5項までに規定した、損害遅延金の基礎となる額、端数処理、閏年の日を含む期間の扱い、裁判上の請求をする場合の端数処理について、過誤納金に読み替えて適

用するものとしております。

中段からの第7条の5は、保証人に対する通知について、債務者が履行期限までに当該債務の履行をしないときの保証人に対する通知について定めております。

次の第9条は、この条例改正による、条項のずれによるものです。

次の27ページをお願いします。

第12条は、債権の申出等の改正で、町が債権者として交付要求、配当要求として直ちに措置を執らなければならぬものとする項目について、第1号から第8号に条件を規定しているものです。

次の第12条の2は、その他の債権の保全として、町の債権回収に当たり、権利の行使について規定しており、次の28ページにかけて、第1号から第4号にその行使する権利について定めているものです。

第13条の2は、徴収の停止の取消しについて規定しております。

次の第14条は、用語の調整を行うものです。

下段から次の29ページにかけての第14条の2は、履行延期の特約等に附する条件について定めているもので、履行延期の特約等をするときの、掲げる趣旨の条件について、第1号から第4号まで規定しているものです。

議案書の20ページにお戻りください。

下段の附則第1号において、この条例は、令和6年4月1日からの施行としております。

また、21ページにかけての同第2項では、遅延損害金及び還付加算金のうち条例施行日の令和6年4月1日以後に履行期限の到来するものに適用するものとして、同日前の履行期限のものについては、従前のおりとするものとなっております。

以上、議案第44号の補足説明を終わります。

先の議案第41号、42号、43号の条例改正案と併せ、ご審議ほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは、私の方からは議案第45号から47号の3議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第45号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は22ページからになります。

改正理由としましては、全世代対応型の持続可能な社会保証制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されており、令和6年1月1日より施行となる項目につきまして、黒潮町国民健康保険税条例においても同様の改正を行うものです。

それでは、個々の条文につきまして、新旧対照表にてご説明致します。参考資料の30ページをお開きください。

下線の部分が、改正箇所となっております。

第23条の3項につきましては、新たに規定をするものでございます。

内容としましては、出産前後の経済的負担を軽減させるため、出産被保険者の属する世帯に対して課する出産被保険者の所得割額および均等割額を減額するものです。

1号では基礎課税額における所得割額について規定しており、減額期間を4か月としております。本号、以降についても同様ですが、多胎出産の場合には6か月となります。

2号につきましては同じく基礎課税額における被保険者均等割についての規定です。

31 ページをお願い致します。

3 号については後期高齢者支援金等課税額における所得割額についての規定です。

4 号については、同じく後期高齢者等支援金等課税額の均等割額についての規定でございます。

5 号につきましては、介護納付金課税額の所得割額、6 号については均等割額についての規定です。

1 枚めくっていただき、32 ページをお願い致します。

第 24 条の 3 につきましては、出産被保険者にかかる届出についての規定でございます。

以後の 1 号から 5 号に規定する事項を記載した届け出書を提出頂く事としております。

また、第 2 項に規定しておりますとおり、届け出にあたっては、出産被保険者が確認できる書類を添付して頂く事としております。

次に、第 3 項では届け出の期間について規定をしております、出産予定日の 6 か月前から行う事ができません。

第 4 項では、原則届出が必要ではありますが、当該出産被保険者について確認ができる場合には、届け出を省略できる規定を設けておまして、いわゆるプッシュ型での減額措置も可能としております。

33 ページをお願い致します。

第 26 条第 2 項第 1 号にて、個人番号の注釈を記載しておりましたが、この条以前の条文にて同様の注釈を記載する事になりましたので、本条での注釈を削除するものでございます。

議案書の 24 ページにお戻りください。

附則において施行日を定めておまして、令和 6 年 1 月 1 日からの施行としております。

以上で議案第 45 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第 46 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書は 25 ページからになります。

改正理由としましては、本年度よりマイナンバーカードを用いて、コンビニ等の多機能端末機で印鑑証明証などを取得できるようになっておりますが、それに加えまして、一部のスマートフォンに搭載されております機能、電子証明書を使って、マイナンバーカードと同様に、スマートフォンを利用してコンビニ交付サービスが利用できるようになる事が予定をされております。

このことから、利用者の利便性向上のため、黒潮町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

個々の条文につきまして、新旧対照表にてご説明致します。参考資料の 34 ページをお開きください。

下線部分が、改正箇所となっております。

第 14 条につきましては、多機能端末機による登録証明書の申請及び交付に関する規定でございます。

ここに規定を追加するものでございまして、下線部分の又は移動端末設備という文言が、スマートフォンの事でございます。改正後には、マイナンバーカードもしくは電子証明書機能を有するスマートフォンにて、コンビニ交付サービスが利用できるようになります。

35 ページをお願い致します。

2 号においては、これまでマイナンバーカードのみでコンビニ交付サービスが利用できましたが、移動端末設備を追加し、スマートフォンでも利用可能にするための規定でございます。

議案書の 26 ページにお戻りください。

附則において、施行日を定めておまして、交付の日からの施行としております。

以上で議案第 46 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についての補足説明を終わります。

続いて、議案第 47 号、黒潮町手数料条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書は27ページからになります。

改正理由は、これまで住民票の写しを交付する場合の発行手数料は、1件につき200円、ただし同一世帯の写しが複数枚2枚以上ですが、になる場合は300円となっておりましたが、住民サービス向上の観点から、一律に200円に統一をするものです。

個々の条文につきまして、新旧対照表にてご説明致します。

参考資料の36ページをお開きください。

下線部分が、改正箇所となります。

別表第2条、第3条関係の部分に、2枚以上となるもの1件につき300円の部分を削除をし、一律200円とします。

議案書の28ページへお戻りください。

附則において、施行日を定めておまして、令和6年1月1日からの施行としております。

以上で議案第47号、黒潮町手数料条例の一部を改正する条例についての補足説明を終わります。

議案第45号、46号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、議案第48号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を致します。議案書は29ページから31ページになります。

これまで公設公営で行っていたインターネット事業について、令和6年4月から公設民営とするため、インターネット事業に関する記述を削除するものでございます。

それでは、新旧対照表にてご説明致します。参考資料の新旧対照表38ページをお開きください。

まず、第2条第1項第3号および同条同項第4号を削除、同条同項第12号中、インターネット通信の記述を削除し、各号を繰り上げるものでございます。

続きまして39ページをお願い致します。

第4条第1項第7号を削除し、以下各号を繰り上げるものでございます。

第6条第1項中、別表第1を別表に改めるものでございます。

第7条は加入金についての記載でございますが、インターネット事業が公設民営となり、テレビ放送のみになりますので、同条第1項で、サービスの加入に要する費用をテレビ放送コースに加入又はコースを変更しようとする場合は、テレビ放送コースの加入に要する費用に改め、これまで別表第2で加入金の記載をしていたものを、加入金として2万円と消費税の納付を記載し、40ページに続きまして、ただし、以降を削除するものでございます。

同条第2項では、コース変更についての記載でありましたが、インターネット事業が公設民営となりテレビ放送コースのみになるため、同項を削除し、同条第3項を同条第2項に繰り上げ、前2項を前項にあらためるものでございます。

第8条第1項では、消費税の記載についての文言を整理し、コース名をDコースから告知放送端末コースに改めるものでございます。

同条第2項では、別表第1のをテレビ放送コースに改め、コースを変更しようとする場合は、の後に、同項ただし書の規定にかかわらず、を加えるものでございます。

40ページ下段から41ページにかけての同条第3項は、引込工事の際の特別な工事についての加入者負担に

について記載しておりますが、引込工事と特別な工事費を納付する旨を、明確に記載するように改めるものでございます。

同条第4項は、引込工事の際に幹線ケーブルを延伸する際の加入者負担についての記載であります。費用について明確に記載するように改めるものでございます。

同条第5項は、引込工事において敷設する光ケーブルの延長の追加負担について記載しておりますが、費用について明確に記載するように改めるものでございます。

第9条第2項は宅内工事について、告知放送端末の設置を明示したものです。

42ページに移りまして、第10条第1項中、インターネット事業にかかる機器T-ONUとD-ONUの記載を削除するものです。

第14条第1項は使用料の記載でございますが、別表1を別表に改めるものでございます。

第15条第1項及び第16条第1項は、加入金について第7条の改正に伴う第2項の記載削除及び文言の整理を行ったものでございます。

43ページに移りまして、第21条は利用の停止等の記載でございますが、インターネット事業が公設民営となりますので、同条第1項第1号中、または通信を削除するものでございます。

附則の第2項は第7条の改正に伴う第2項の記載削除でございます。

同ページ下段から44ページ上段にかけての別表第1を別表に改め、表中のコース名をテレビ放送コース、告知放送端末コース、サービス内容は、テレビ放送及び告知放送端末、告知放送端末にそれぞれ改め、Bコース及びCコースの記載を削除し、同ページの別表2を削除するものでございます。

議案書31ページにお戻りください。

附則によりこの条例は、令和6年4月1日より施行することとしております。

以上で、議案第48号の補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

私の方からは、議案第49号、議案第50号の条例の制定に伴う2つの議案の補足説明を行います。

初めに議案第49号、黒潮町集落排水事業の設置等に関する条例制定につきまして、補足説明を行います。

議案書は32ページ、条例案は33ページから35ページ。また、新旧対照表は、参考資料の45ページにそれぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願いします。

この条例制定は、公営企業会計の適用のさらなる推進についての総務大臣通知に基づき、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、集落排水事業に地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を令和6年4月1日から適用するためのものです。

33ページの条例案に沿って説明をさせていただきます。

第1条では、集落排水事業の設置を規定しており、農村及び漁村の生活環境の改善を図り、農業用排水の水質保全並びに河川、用排水路及び海域等の公共用水域の水質保全を図るため、集落排水事業を設置するものです。

第2条では、集落排水事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を令和6年4月1日から適用することを定めています。

第3条では、経営の基本について規定しており、農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設の名称及

び位置、経営の規模等を定めています。

第4条では、重要な資産の取得及び処分について、34ページをお開きください。第5条では、議会の同意を要する賠償責任の免除について、第6条では、会計の事務処理について、第7条では、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定めています。

第8条では、業務状況の説明書類の作成について規定をしており、事業の概要、経理の状況等の業務状況を説明する書類を年2回作成するなどを定めています。

附則の説明をさせていただきます。

新旧対照表45ページをお開きください。黒潮町特別会計設置条例の第3条中第9号、黒潮町農業集落排水事業特別会計、第10号、黒潮町漁業集落排水事業特別会計を削り、第11号、黒潮町情報センター事業特別会計を第9号、とする一部改正を行うものでございます。

以上、議案第49号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第50号、黒潮町集落排水処理施設の管理に関する条例の制定につきまして、補足説明を行います。議案書は36ページ、条例案は37ページから40ページに、それぞれ記載をしておりますのでご参照をお願いします。

この条例制定は、黒潮町集落排水事業の設置等に関する条例第3条第2項に規定する農業集落排水処理施設及び同条第4項に規定する漁業集落排水処理施設の管理に関し必要な事項を定めるためのものです。

37ページ条例案に沿って説明をさせていただきます。

第1条では、趣旨を規定しており、黒潮町集落排水処理事業の設置等に関する条例に基づき、農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設の管理に関し必要な事項を定めることとしています。

第2条では、用語の意義を規定しており、第3条では、施設の管理は町長が行うこと、ただし、必要がある場合は、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、町長が指定するものに管理を行わせることができることを規定しています。

第4条では、施設の供用開始について、第5条では、使用者となる旨の町長への届出について、第6条では、排水施設の新設、増設、改造又は撤去を行おうとするときは、あらかじめ排水施設計画について、町長の承認を受けなければならないことなどを規定しています。

38ページをお開きください。

第7条では、第6条の排水施設の新設等の費用負担について、第8条及び第9条では、排水設備の工事の実施及び工事の検査について、第10条では、使用開始等の届出について定めています。

第11条から第13条では、使用料の徴収及び期日、汚水量の算定、使用料の減免について定めています。

第14条では、指定業者の指定審査等に関する手数料について、第15条から第18条では、分担金の額、分担金の徴収、分担金の徴収猶予、分担金の減免について定めています。

第19条では、使用料及び分担金の督促、延滞金の徴収及び滞納処分について、第20条では、委任について定めており、第21条では、過料等について、第22条では、使用料を免れた者に対する過料について規定しています。

また、附則により、黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、黒潮町漁業集落排水事業受益者分担金の徴収に関する条例を廃止すること及び経過措置等を規定しています。

以上で議案第50号の補足説明を終わります。

先の議案第49号の条例の制定案と併せ、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

この際、10時45分まで休憩します。

休 憩 10時 27分

再 開 10時 45分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第51号、令和5年度黒潮町一般会計補正予算につきまして、補足説明を致します。議案書は41ページとなります。白色の一般会計補正予算書をご覧ください。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算第6号は既決の予算に、歳入歳出それぞれ1億2,253万1,000円を追加し、総額をそれぞれ120億982万3,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を行っております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。

19ページをお開きください。

主だった事業につきまして、ご説明を致します。

まず、1款1項1目、議会費の15万2,000円の増額は、国の人事院勧告に伴う対応を踏まえ、2節給料、3節職員手当、4節共済費における人件費の調整となっております。

次に、2款1項1目、一般管理費の1,134万9,000円の増額につきましても、国の人事院勧告に伴う対応を踏まえ、1節報酬をはじめ、2節給料、3節職員手当、20ページの4節共済費における人件費の調整となっております。

次に、20ページ中段の2目人事管理費、4節共済費の会計年度任用職員等負担金681万5,000円の増額は、国の人事院勧告における会計年度任用職員の人件費の増額に伴い、共済費負担金の増額も見込まれることから、予算の増額を計上しております。

次に、3目財産管理費のうち、10節需用費410万円の増額は、庁舎等に係る電気料や、ガソリン代の高騰によるものでございます。

また、14節工事請負費1,020万8,000円の増額は、地区内における生活排水対策や増水による住家への影響を緩和するための水路の改修工事によるものでございます。

次に、6目企画費、1節報酬11万6,000円の増額、11目情報化推進費の2節給料及び21ページ上段の3節職員手当、4節共済費につきましても、これまでの説明同様に、国の人事院勧告に伴う人件費の調整となっております。

また、12節委託料につきましては、説明欄に記載のある各種制度の改正等に伴うシステム改修委託に係る費用を追加するものでございます。

次に、12目国土調査費68万6,000円の増額、22ページの14目ふるさと納税422万7,000円の増額は、これまでの人件費と同様に対応するものでございます。

次に、2款2項1目、税務総務費の525万3,000円の減額は、人事院勧告に伴う人件費の調整と、人事異動による人件費の減額との相殺により、減額の調整を行っております。

次に、23ページの2款3項1目、戸籍住民基本台帳費67万円の増額、そして2款5項1目、指定統計費の

25万円の増額につきましても、これまでの人件費と同様に対応するものでございます。

続きまして24ページ、3款1項1目、社会福祉総務費436万5,000円の増額は、2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましても、人件費の対応、11節役務費、19節扶助費につきましても、ひとり親家庭医療費事業に係る実績見込みにより、追加の予算を計上するものでございます。

18節負担金補助及び交付金の黒潮町社会福祉協議会補助金150万円は、交流職員の人件費負担分の実績見込みによる追加となっており、27節繰出金の国民健康保険特別会計繰出金943万7,000円の減額は、本議会で提案致します国民健康保険事業特別会計の補正予算に対応したものとなっております。

次に、25ページ、3款1項4目国民年金費、5目人権対策総務費、そして6目町民館運営費につきましても、いずれも国の人事院勧告に伴う人件費の調整となっております。

次に、26ページ上段、7目障がい者自立支援費、22節償還金利子及び割引料の地域生活支援事業費等国庫補助金返還金74万6,000円は、前年度事業の精算を行うための予算計上となっております。

次に、2項1目、老人福祉総務費、1節報酬、3節職員手当は、国の人事院勧告に伴う人件費の調整となっており、27節繰出金1,206万円は、本議会で提案致します介護保険事業特別会計、そして介護サービス特別会計及び後期高齢者医療保険事業特別会計の補正予算に対応したものとなっております。

続きまして、同ページ下段から27ページの3款3項1目、児童福祉総務費549万5,000円の減額は、国の人事院勧告に伴う人件費の調整と、人事異動による人件費の減額との相殺により、減額の調整を行っております。

次に、同27ページ、2目児童措置費、22節償還金利子及び割引料、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業返還金330万7,000円は、前年度事業の精算を行うための予算計上となっております。

次に、3目児童福祉施設費458万2,000円の増額は、1節報酬、2節給料、3節職員手当、4節共済費、8節旅費におきまして、国の人事院勧告の対応及び実績見込みの調整等となっており、28ページ上段の償還金利子及び割引料は、前年度事業の精算を行うための予算計上となっております。

次に、同28ページ4款1項1目、保健衛生総務費826万4,000円の増額、29ページの2目保健事業費16万9,000円の増額は、国の人事院勧告に伴う人件費の調整を行っております。

次に、3目予防費、22節償還金利子及び割引料の疾病予防対策費国庫補助金返還金及び疾病予防対策費国庫負担金返還金844万4,000円は、前年度までの事業費の精算を行うための予算計上となっております。

次に、4目母子保健費は、既存予算の一般会計から地方債への財源振替を行うものでございます。

次に、6目環境衛生費117万2,000円の増額は、国の人事院勧告に伴う人件費の調整となっております。

次に、7目診療所費、27節繰出金、国民健康保険直診特別会計繰出金46万7,000円は、本議会で提案致します国民健康保険直診特別会計の補正予算に対応したものとなっております。

続きまして、29ページ下段から30ページ上段の4款、2項、1目清掃総務費286万円の増額は、国の人事院勧告に伴う人件費の調整となっております。

次に、30ページ、3目し尿処理費につきましても、黒潮町衛生センターに係る補正予算であり、10節需用費の電気料64万2,000円は、電気料金の高騰による増額、修繕料600万円は、修繕箇所の追加を踏まえた増額の予算を計上しております。

次に、5款1項1目、地域雇用促進事業17万7,000円の増額、そして、同ページ下段から次の31ページ上段における6款1項1目、農業委員会費290万5,000円増額につきましても、国の人事院勧告に伴う人件費の調整となっております。

次に、同31ページの2目農業総務費134万円、3目農業振興費16万4,000円、5目農地費の1節報酬及び3節職員手当につきましても、国の人事院勧告に伴う人件費の調整となっており、32ページ上段の27節繰出金、

農業集落排水事業特別会計繰出金 1,110 万円は、本議会で提案致します農業集落排水事業特別会計の補正予算に対応したものとなっております。

次に、同ページ2項1目、林業総務費 437 万円の減額は、国の人事院勧告及び実績見込みによる人件費の調整となっており、2目林業振興費 262 万 3,000 円の増額は、入野松原保全のための、2件の委託業務につきまして増額するものでございます。

次に、同ページ下段から 33 ページにかけての3項1目、水産業総務費 193 万円の増額は、2節給料、3節職員手当、4節共済費いずれも国の人事院勧告に伴う人件費の調整となっており、27節繰出金漁業集落排水事業特別会計繰出金 190 万円は、本議会で提案致します漁業集落排水事業特別会計の補正予算に対応したものとなっております。

次に、同 33 ページ、2目水産業振興費 169 万円の減額、3目漁港漁場整備事業費 79 万円の増額は、いずれも国の人事院勧告及び実績見込みによる人件費の調整となっております。

次に、同ページ下段から 34 ページの7款1項1目、商工総務費 158 万円の減額、及び4目産業推進費 532 万円の減額は、いずれも国の人事院勧告及び実績見込みによる人件費の調整となっております。

次に、同ページ中段に戻りまして、3目観光費、18節負担金補助及び交付金 17 万 5,000 円は、さらなる町内へのスポーツ合宿等を誘致するための実証実験として、空港からのバス運行費用について、7団体への助成を見込んで計上しております。

次に、同ページ下段から 35 ページの8款1項1目、土木総務費 26 万 3,000 円の減額、2項1目、道路橋梁維持費 108 万円の増額、及び2目道路新設改良費 166 万 5,000 円の減額は、いずれも国の人事院勧告及び実績見込みによる人件費の調整となっております。

次に、36 ページ中段の3項2目、がけくずれ対策、18節負担金補助及び交付金 100 万円は、県の急傾斜事業に伴う町の負担金を見込んで計上しているものでございます。

次に、5項2目、都市環境整備事業費 4 万 6,000 円の減額、及び37 ページ、6項1目住宅管理費 147 万円の増額の、主な補正の内容は、国の人事院勧告に伴う人件費の調整となっており、同ページ10節需用費の修繕料 200 万円につきましては、公営住宅の維持修繕費用として年度末までに必要な見込額の不足分を計上しております。

次に、同ページ中段の9款1項1目、常備消防費、18節負担金補助及び交付金 751 万 3,000 円は、幡多中央消防組合本部及び黒潮消防署に対する分担金となっております。

また、2目非常備消防費 18 万円の増額、及び次の 38 ページ、4目防災費 308 万円の減額につきましては、国の人事院勧告及び実績見込みによる人件費の調整となっております。

次に、同 38 ページの10款1項2目事務局費 520 万 5,000 円、次の 39 ページ、2項1目、学校管理費 40 万円、2目教育振興費 133 万 2,000 円、3項1目、学校管理費 1 万円、40 ページの2目教育振興費 82 万円、次の4項1目、社会教育総務費 206 万 5,000 円、3目人権教育推進費 59 万円、41 ページの5項2目、学校給食費 11 万 7,000 円は、いずれも国の人事院勧告及び実績見込みによる人件費の調整となっております。

続きまして、同 41 ページの11款1項2目、林道施設災害復旧費 643 万 9,000 円につきましては、町内林道の林道上川口線、伊与喜線、有井川線の3路線の災害復旧工事費用を計上しております。

次の 42 ページ2項1目、公共土木施設災害復旧費 82 万円の増額は、国の人事院勧告及び実績見込みによる人件費の調整となっております。

歳出は、以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。15 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

主なものにつきまして、説明をさせていただきます。

13 款分担金及び負担金は、県の急傾斜事業において地元分担金を見込み、計上しております。

同ページから 16 ページ上段の 15 款国庫支出金及び 16 ページから 17 ページ上段にかけての 16 款県支出金につきましては、説明欄に記載がありますとおり、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいますところでございます。

続きまして同 17 ページ、19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 1 億 289 万 5,000 円の増額は、収支の調整を行うものであり、続く 2 項他会計繰入金、3 目介護保険事業特別会計繰入金 35 万 9,000 円の増額は、同特別会計にて一般会計で行う対象事業費におきまして、人事院勧告に伴う人件費の調整を本補正で計上しております。

次に、21 款諸収入、5 項雑入、2 目雑入の森林病害虫等防除事業費補償金 162 万 2,000 円は、同補正予算で対応する歳出の松くい虫防除対策事業に係る補償金を見込んでいますところでございます。

次に、同ページ下段から 18 ページにおける 22 款町債は、説明欄の記載のとおり、各種事業の財源となるよう 980 万円の増額をするものでございます。

歳入の説明は、以上となります。

次に、9 ページに戻りまして、第 2 表繰越明許費をご覧ください。

繰越の要因としましては、喫緊の対応が求められる事業ではございますが、年度内の事業完了が見込めないこと等により工期の延期を行うもので、合計で 3 件、1 億 1,645 万 5,000 円を提案しております。

続きまして、10 ページの第 3 表債務負担行為補正をご覧ください。

上段の追加につきましては、宿毛市の陸上競技場整備に係る事業費が設計委託の成果により、工程期間及び事業費に伴う町の負担限度額が明らかになったため、本予算で計上するものでございます。

下段の変更につきましては、佐川町に建設中の管理型最終処分場整備におきまして、本年 6 月に、処分場南側斜面に追加の安全対策が必要となったことにより、事業費の増額と工期の延期を行うもので、高知県及び県下市町村の負担額が調整されたことに伴う対応となっております。

続きまして、11 ページの第 4 表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額 12 億 7,925 万 5,000 円を、補正後は 12 億 8,905 万 2,000 円とするもので、その他、起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 17 ページの 22 款町債の計と同額となるものでございます。

また、本予算書に関する説明書としまして、43 ページから 49 ページは、給与費明細書、そして 50 ページは、債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第 51 号の補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(中島一郎君)

総務課長。

総務課長(土居雄人君)

それでは、議案第 52 号、令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算につきまして補足説明させていただきます。議案書は 42 ページ、予算書につきましては、表紙がサーモンピンクとなっております。

予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,950 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 5,949 万 9,000 円とするものです。

補正の主な理由につきましては、令和5年8月7日付の人事院勧告の趣旨に沿った、一般職の職員の給料月額増額や、期末勤勉手当の改定を見込んだ諸手当の増額、関連した共済費などの増額も併せて見込んだ総枠での人件費の補正となっているものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款1項1目、給与等集中処理費の2節給料の791万円の増額につきましては、人事院勧告に伴う一般職給料の改正を見込んだ所要見込による増額となっております。

同じく3節職員手当の2,973万2,000円の増額につきましては、一般職、特別職の諸手当について、所要額見込み額によりそれぞれ計上しているもので、人事院勧告による期末勤勉手当の支給率の引き上げを見込んだ増額や、継続となったコロナワクチン接種業務、参院選補欠選挙による職員時間外勤務手当などが増額の要因となっております。

次に、4節共済費の186万円の増額につきましては、各種負担金等共済費について所要額見込みによりそれぞれ計上しているもので、給与や諸手当の増額による一般職共済負担金の増額が全体の増額の要因となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書の6ページをご覧ください。

1款1項1目、諸収入の1節給与等振替収入につきましては、歳出額と同額となる14億5,949万9,000円となっております。一般会計からの収入となります。

以上で、議案第52号の補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長(中島一郎君)

住民課長。

住民課長(宮川智明君)

それでは議案第53号、令和5年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。予算書は黄色の表紙の予算書補正第2号です。

1ページをお開きください。

この補正予算は、既決予算の歳入歳出それぞれ62万3,000円を減額し、総額をそれぞれ17億8,865万5,000円とするものです。

主な補正内容としましては、人事院勧告による職員給与改定や、人事異動などを反映させ、人件費の減額補正などを行うものです。

詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書にてご説明致します。

まず、歳出についてご説明致します。10ページをお開きください。

1款1項、総務管理費につきましては、108万6,000円を減額するものです。

こちらが先ほどご説明致しました、人件費の減額補正です。

1目2節給料、3節職員手当、4節共済費をそれぞれ減額をしております。

また、2目連合会負担金において、18節負担金である、保険者協議会負担金についても、実績見込みにより3万9,000円の減額としております。

続いて、11ページをお願い致します。

6款1項1目、24節積立金で6万2,000円の増額をしております。

こちらは、財政調整基金の利子分を、基金積立として計上するものです。

次に、8款1項5目、22節償還金利子及び割引料として40万1,000円を増額しております。

こちらは、国の特別交付金の確定に伴い償還金が発生したため、今回計上するものです。

次に歳入をご説明致します。8ページにお戻りください。

1款1項1目、1節医療給付費分現年課税分881万2,000円の増額補正です。

こちらにつきましては、後ほどご説明します、一般会計繰入金の減額補正に伴い、収支調整のため増額を行うものです。

続いて、5款1項1目1節、利子及び配当金について2,000円の増額を行っております。こちらは歳出でご説明した、財政調整基金の利子分になります。

続いて6款繰入金についてご説明致します。

こちらは、一般会計からの繰入金の金額確定による補正となっております。1節保険基盤安定繰入金から7節その他一般会計繰入金までの6費目につきまして、それぞれ減額となり、トータルとして、943万7,000円の減額補正を行うものです。

以上で、議案第53号の補足説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、議案第54号、令和5年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は44ページ、予算書は後ろに添付している薄いピンク色の表紙の国保直診特別会計の予算書をご覧ください。

当補正予算につきましては、他の補正予算と同様、国の人事院勧告に伴い、拳ノ川診療所に勤務する一般職と会計年度任用職員の給与等を補正するものであり、歳入歳出予算をそれぞれ46万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,421万9,000円とするものであります。

それでは、まず歳出について説明させていただきます。予算書の7ページの事項別明細書をご覧ください。

1款総務費、1項1目、一般管理費です。

1節の報酬から4節の共済費までの合計46万7,000円につきましては、予算書の9ページと10ページの給与費明細書に記載されている一般職3名と、日々雇用を含む会計年度任用職員5名の計8名の職員に対する、期末勤勉手当と組合事務組合負担金に係るものであります。

次に歳入について説明をさせていただきます。予算書の6ページにお戻りください。

5款繰入金、1項1目1節の一般会計繰入金です。

歳入歳出の収支の調整を図るため、歳出補正額と同額の46万7,000円を一般会計からの繰入金で充当することとしています。

議案第54号の補足説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、議案第55号、令和5年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算、及び議案第56号、令和5年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

まず、議案第55号、令和5年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

す。議案書は45ページ、オレンジ色の表紙の予算書をお願いします。

まず、1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条のとおり、総額に歳入歳出それぞれ1,157万4,000円の増額補正を行い、歳入歳出予算の総額を18億7,296万9,000円とするものでございます。

補正の主な理由としましては、今回の人事院勧告に伴う人件費の差額分の調整及び令和6年度からの介護報酬改定に伴うシステム改修分となっております。

まず、歳出から説明させていただきます。10ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款1項1目2節、252万円、3節236万円、4節100万円の増額補正につきましては、介護保険係の1名の増員及び人事院勧告に伴う人件費の差額調整費用となっております。

12節委託料407万円の増額補正につきましては、第9期介護保険事業計画の介護報酬改定に伴うシステム改修委託料となっております。

3項1目1節、報酬39万1,000円及び3節職員手当10万4,000円の増額補正は、介護認定調査員の人事院勧告に伴う人件費の差額調整分となっております。

11ページをお願いします。

3款1項2目、介護予防生活支援サービス事業費の2節から4節にかけての77万円の増額補正は、地域包括支援センター職員の人事院勧告に伴う人件費の差額調整分となっております。

6款2項1目、他会計繰出金の35万9,000円の増額補正につきましては、今年度より開始しました重層的支援体制整備事業費の中で地域包括支援センター職員の人件費を支払っており、今回の人事院勧告に伴う人件費の差額調整分について介護保険料の負担額が増加をしますため、その負担増となった分を一般会計に繰出すものでございます。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書8ページにお戻りください。

3款2項5目、介護保険事業費補助金の170万円の増額補正につきましては、システム改修に係る国庫補助金となっております。各市町村の人口規模に応じた金額に対する2分の1の国庫負担となっており、340万円が上限額となっておりますので、その2分の1額、170万円の補助を予定するものでございます。

その他、3款2項2目、19万3,000円、4款1項2目、20万8,000円、5款2項1目の9万6,000円、9ページにいきまして、7款1項2目、9万6,000円のそれぞれの増額補正につきましては、人事院勧告に伴う人件費の差額調整分にかかるそれぞれの負担割合分の増額補正となっております。

7款1項5目1節の職員給与費繰入金588万円の増額補正は、介護保険係が1名増となったこと、及び今回の人事院勧告に伴う人件費の差額調整分を併せて補正を行ったことに伴う職員給与等費の繰り入れです。

また、2節事務費繰入金286万5,000円の増額補正につきましては、システム改修に係る経費の町負担分、及び認定調査員の人事院勧告に伴う人件費の差額調整分を一般会計から繰り入れるものでございます。

2項1目の基金繰入金53万6,000円の増額補正は、それぞれの歳出の増に伴う介護保険料の負担割合分を基金から繰り入れるものでございます。

以上で、議案第55号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第56号、令和5年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は46ページ、薄だいたい色の表紙の予算書をお願いします。

まず、1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条のとおり、総額から歳入歳出それぞれ27万6,000円の減額を行い、歳入歳出予算の総額を1,912万円とするものでございます。

補正の理由としましては、今回の人事院勧告に伴う人件費の差額の調整を行ったところ、減額調整をすることとなったものです。

歳出から説明させていただきます。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款1項1目、一般管理費の1節報酬の5万4,000円の増額補正は、介護支援専門員の人事院勧告に伴う人件費の差額分の調整を行ったものです。

2節給料9万円の増額、3節職員手当14万円の減額、4節共済費の28万円の減額につきましては、今回の人事院勧告に伴う地域包括支援センターの職員の人件費の差額調整を行ったものです。

6ページにお戻りください。

歳入についてご説明します。

2款1項1目、一般会計繰入金27万6,000円の減額は、歳出の減額調整に合わせ、一般会計からの繰入金を減額調整するものでございます。

以上で、議案第56号の補足説明を終わります。

議案第55号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

議案第57号、令和5年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算についての、補足説明をさせていただきます。議案書は、47ページです。表紙が緑色の予算書をお開きください。

予算書にて補足説明を致します。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

本予算につきましては、第1条にて、歳入及び歳出予算の総額を、それぞれ1億25万8,000円と定めるものです。

それでは、詳細につきまして、説明をさせていただきます。7ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

歳出、2款、公債費、1項1目、元金になりますが、町債償還に係る元利金としまして1,110万円を計上しております。これにつきましては、昨年度実施事業の公営企業会計移行における下水道事業会計法適化業務委託に充当しました起債額におきまして、以後の公債費負担の軽減を図るために、当初の10年償還計画から1年償還に切り替えての借り入れを行ったため、本年度に支払うべき元金償還金に必要な額が生じたことによる予算の計上となっております。

続きまして、歳出に係る歳入になりますが、6ページにお戻りください。

4款、繰入金、1項1目の一般会計繰入金になりますが、先ほどの町債償還元利金としまして1,110万円を歳入に計上しております。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、議案第58号、令和5年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算についての、補足説明をさせていただきます。議案書は、48ページです。表紙がグレーの予算書をお開きください。

予算書にて補足説明を致します。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

本予算につきましては、第1条にて、歳入及び歳出予算の総額を、それぞれ1,041万4,000円と定めるものです。

それでは、詳細につきまして、説明をさせていただきます。

7ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

歳出、2款公債費、1項1目、元金になりますが、町債償還に係る元利金としまして190万円を計上しております。

これにつきましては、昨年度実施事業における企業会計移行システム導入委託経費において、公債費負担の軽減を図るために、当初の10年償還計画から1年償還計画に切り替えての借り入れを行ったため、本年度に支払うべき元金償還金に必要な額が生じたことによる予算の計上となっております。

続きまして、歳出に係る歳入になりますが、6ページにお戻りください。

3款繰入金、1項1目の一般会計繰入金になりますが、先ほどの町債償還元利金としまして190万円を歳入に計上しております。

以上でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは議案第59号、令和5年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。予算書は、水色の表紙の予算書補正第1号でございます。

1ページをお開きください。

この補正予算は、既決予算の歳入歳出それぞれ349万5,000円を増額し、総額をそれぞれ2億3,950万7,000円とするものです。

主な補正内容としましては、人事院勧告による職員給与改定や、人事異動などを反映させ、人件費の増額補正などを行うものです。

詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書にてご説明致します。

まず、歳出についてご説明致します。7ページをお開きください。

1款1項、総務管理費につきまして、541万円を増額するものです。

こちらが先ほどご説明致しました、人件費の増額補正です。

1目2節給料、3節職員手当、4節共済費をそれぞれ増額をしております。

次に、2款の後期高齢者医療広域連合納付金についてご説明致します。こちらは広域連合への納付金額確定見込みによる減額です。

歳入でご説明致しますが、基盤安定繰入金の減額により、広域連合への納付金が191万5,000円の減額となります。

次に、歳入についてご説明致します。6ページにお戻りください。

3款繰入金です。

初めに、1項1目の事務費繰入金についてご説明致します。

歳出でご説明しましたとおり、人件費の増額補正に伴い、事務費繰入金を同額である541万円増額するもの

です。

次に、2目保険基盤安定繰入金につきましては、金額確定により191万5,000円を減額するもので、歳出でご説明しました、後期広域連合への納付金と同額の補正でございます。

以上で、議案第59号の補足説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、議案第60号、令和5年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は50ページ、予算書の方は、若草色の予算書となります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ18万2,000円の増額し、歳入歳出予算総額を3億1,664万3,000円とするもの、及び、第2条のとおり当初予算で計上しておりました債務負担行為を廃止するものでございます。

歳入歳出予算の補正の理由と致しましては、今回の人事院勧告に伴う会計年度任用職員の人件費の増額となっております。

それでは、詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書でご説明を致します。

まず、歳出から説明を致します。8ページをお開きください。

1款1項1目、一般管理費で18万2,000円の増額補正につきましては、会計年度任用職員の報酬及び職員手当を人事院勧告に伴い増額とするものです。

次に、歳入について説明を致します。7ページにお戻りいただきご覧ください。

2款1項1目、一般会計繰入金は、歳入歳出の収支の調整を図るため、歳出補正額と同額の18万2,000円を一般会計から繰入金として充当することにしております。

続きまして、4ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正は、インターネット事業を民営化するために、本年2月にプロポーザルを実施した結果、インターネット事業の公営での運営が1年短縮することが可能となり、令和6年度にまたがる機器保守の契約が不要になったことによるものでございます。

以上、議案第60号の補足説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、議案第61号、令和5年度黒潮町水道事業特別会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は51ページでございます。予算書につきましては、あさぎ色の表紙のものとなります。

今回の補正は、人事院勧告による給与制度の改定および役員の人事異動に伴います人件費の調整に伴い、補正を行うものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

第3条予算では、第1款水道事業費用の予算額を337万円減額し、合計を2億7,587万2,000円とするものです。

次に、10 ページの補正予算事項別明細書をご覧ください。

収益的支出の1 項営業費用、6 目総掛費ですが、人事院勧告に伴う給与改定を見込んだ同額補正と、現状職員の給与所要見込による減額補正を合わせ、トータルで減額補正となっております。

3 節給料が 132 万円の減額、5 節手当が 161 万円の減額、7 節法定福利費が 44 万円の減額であり、総掛費合計で 337 万円の減額でございます。

次の 11 ページからは給与費明細書となっております。手当の内訳や増減理由別内訳書記載しておりますので、ご確認をお願いします。

3 ページにお戻りください。

ここからは財務諸表になります。3 ページ、4 ページのキャッシュフロー計算書は、今回の補正予算に伴います 1 年間の現金の動きを表しております。

5 ページは、会計期間における経営成績を表しました予定損益計算書、6 ページから 9 ページにかけては、期末時点におきます財政状態を表しました予定貸借対照表を記載しておりますので、ご確認をよろしくお願い致します。

以上で、議案第 61 号の補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、議案第 62 号、教育委員会移転事務什器等備品購入事業の物品売買契約の締結について補足説明をさせていただきます。議案書は 52 ページ、参考資料は末尾の 46 ページ以降をご覧ください。

本議案は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号、及び黒潮町議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本契約に係る入札は去る 11 月 17 日に行われ、指名競争入札により 10 社を指名しておりましたが、2 社の辞退がありましたので、8 社によって行われました。なお、入札に指名した 10 社は全て町外の業者であります。

本契約に係る消費税抜きの設計金額及び予定価格は 1,782 万 6,000 円で、落札金額は 623 万 4,500 円、消費税込みの契約金額は 685 万 7,950 円であります。なお、最低制限価格を設けておりませんので、売買率は 34.97 パーセントとなっております。

本契約は、来年 4 月から教育委員会が佐賀支所前の黒潮町総合センターに移転することに伴い、事務机や椅子、書棚等の事務什器を購入するための物品購入契約であります。納入期限は令和 6 年 2 月 29 日にしており、物品の規格等については本庁の事務機器を参考にほぼ同等の製品と致しました。なお、購入する品目や個数などの詳細につきましては参考資料の一番最後のページに記載しておりますのでご確認いただきますようお願い致します。

議案第 62 号の補足説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 41 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 41 号の質疑を終わります。

次に、議案第 42 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 42 号の質疑を終わります。

次に、議案第 43 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 43 号の質疑を終わります。

次に、議案第 44 号、黒潮町債権管理条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 44 号の質疑を終わります。

次に、議案第 45 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 45 号の質疑を終わります。

次に、議案第 46 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

宮地葉子君。

4 番 (宮地葉子君)

この条例は、コンビニでマイナンバーカードで今まで取れたのが、印鑑証明書ですね、それがスマホでもできるという説明がありましたが、そのスマホはアプリを入れるとか何か、特別な何かあってやるんでしょうか。それとも、今持っているものがそのまま使えますか。

議長 (中島一郎君)

住民課長。

住民課長 (宮川智明君)

ご質問にお答え致します。

対象の機械がですね、アンドロイドという製品のスマホでして、 아이폰についてはまだ対応がされていないようです。

もうすぐそのアンドロイドについては、年内もしくは年明けてになるごろからコンビニの端末機の方が対応されることになっておりますので、アンドロイドのスマホであれば、電子証明の手続きとかアプリのマイナポータルを使ったりとかいう手続きをした後であれば、そのスマホを使ってコンビニで証明書が発行できるということでございます。

以上です。

議長 (中島一郎君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号、黒潮町集落排水事業の設置等に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号、黒潮町集落排水処理施設の管理に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第50号の質疑を終わります。

次の、議案第51号、令和5年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、第1表歳入歳出予算補正の質疑を行います。

初めに、歳入の質疑を行います。

歳入のうち、13款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、13款の質疑を終わります。

歳入のうち、15款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、15款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、16款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、16款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、19款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、19 款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、21 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、21 款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、22 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、22 款の質疑を終わります。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、2 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

宮地葉子君。

4 番 (宮地葉子君)

24 ページですけど、社会福祉協議会の補助金が 150 万ついています。

これは交流職員と、その後ちょっと分からなかったんですけど、交流職員をどういうふうにした補助金になるのでしょうか。

職員さんが交流するんでしたら、何名の方がどういうふうに動くのでしょうか。

教えてください。

議長 (中島一郎君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (佐田 幸君)

それでは宮地議員のご質問にお答えいたします。

この 150 万の増額補正につきましては、社協との人事交流が 2 年で終了する予定でしたけれども、今年度 1 年延長となりました。その交流職員の給料等なので、給料、それから職員手当、共済費、これの合計額の差額調整を行ったものとなっております。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、3 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、4款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、5款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、5款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

宮地葉子君。

4番(宮地葉子君)

32 ページですが、林業振興費の委託料の所ですね、森林病虫害と伐倒駆除と樹幹注入の予算が出ておりますが。

これは増額する、追加する理由ですけども、急に状況が悪くなったとか、それとも今まで考えたことが今回予算に上がってきたとか。

それから、これやるとしたらいつごろから、どれぐらいの期間でやるんでしょうか。

議長(中島一郎君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(今西和彦君)

それでは宮地議員のご質問にお答えします。

まず、伐倒駆除の方ですが、この秋ごろより、大方球場グラウンドの外野席周辺におきまして、およそ10本を超える松枯れの方が急遽確認されております。

その部分につきまして予算が確定されれば、年明けより随時伐倒の方に取り掛かっていきたいと考えております。

続きまして、162万3,000円の樹幹注入につきましては、保障事業の方で行っております。で、今年の部分、県の方が予算がつけばですね、町の方の予算が構わなければもっと進めたいということで、事業の進捗(しんちやく)を図ったものでございます。

こちらの方も、予算が確定次第、年明けから3月にかけて行う予定となっております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、6款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

宮地葉子君。

4番(宮地葉子君)

34 ページです。観光費ですが、スポーツ合宿等バスの運行補助金17万5,000円ついております。

説明はありましたけども、これは新たに導入することなんでしょうか。空港からバスの料金とかかって言っておりましたけども、これは需要が増えたからこういうふうについた予算なんでしょうか。

教えてください。

議長(中島一郎君)

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

宮地議員のご質問にお答えします。

今回、補正で上げらしてもらったこの補助金についてですけれども、高知から黒潮町までのバスの移動の分ということになります。

県の方でも、バスの移動の分については補助金の方が出てるんですけども、一律で5万とかそういったことで実際にバスを利用してくる方っていうのが、バスを利用すると1回10万ぐらいの金額の方が必要になるということで、黒潮町での合宿を選んでもらうための助成の部分として、今回1月から3月の予定になるがですけども、実証実験ということで対応をさせていただきたいと思います。

来年以降については、今回の実証の結果を見らしてもらってまた反映の方をさせいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上になります。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、7款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、8款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、9款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、10款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、10款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、11款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、11款の質疑を終わります。

これで、歳出の質疑を終わります。

これで、第1表の質疑を終わります。

次に、第2表繰越明許費についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第2表についての質疑を終わります。

次に、第3表債務負担行為補正についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、第3表についての質疑を終わります。

次に、第4表地方債補正についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、第4表についての質疑を終わります。

これで、議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案第52号、令和5年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第53号、令和5年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号、令和5年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号、令和5年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号、令和5年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号、令和5年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号、令和5年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号、令和5年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 59 号の質疑を終わります。

次に、議案第 60 号、令和 5 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 60 号の質疑を終わります。

次に、議案第 61 号、令和 5 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 61 号の質疑を終わります。

次に、議案第 62 号、教育委員会移転事務什器等備品購入事業の物品売買契約の締結についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 62 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第 41 号から議案第 62 号までは、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 12 時 04 分